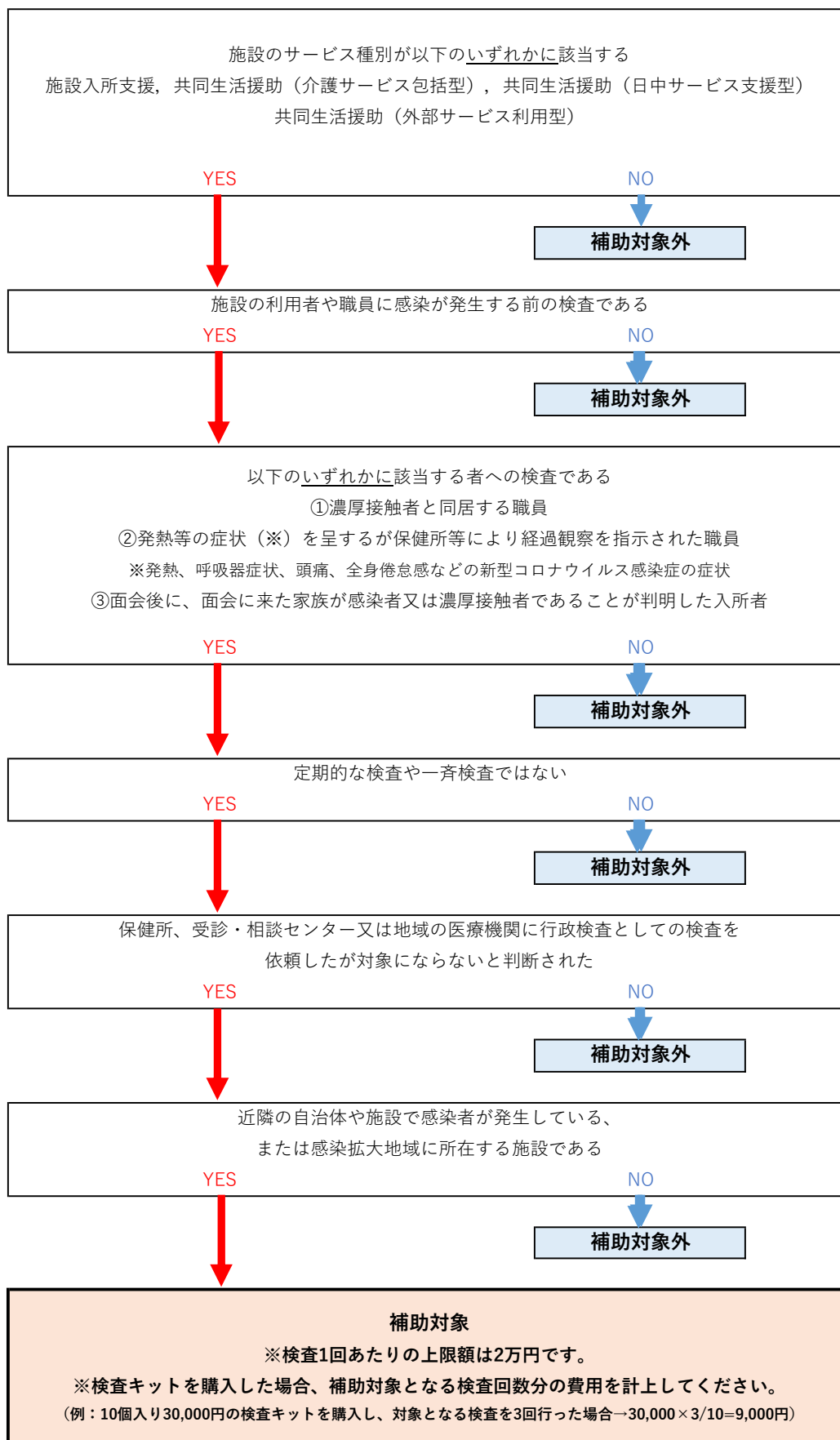


「一定の要件に該当する自費検査」について

一定の要件を満たした自費検査（PCR検査、抗原検査）の費用は補助対象となります。
補助対象となるかは、以下のフローにより判断します。



「一定の要件に該当する自費検査」事例集

No	事例	補助 対象	備考
1	<u>施設利用者が感染したため</u> 、他の利用者に対して自費検査を実施した。	×	施設内で感染者が発生した後の検査は対象外
2	<u>職員1名が感染したため</u> 、同じ施設に勤務するその他の職員の自費検査を実施した。	×	施設内で感染者が発生した後の検査は対象外 (他の職員が濃厚接触者に該当しない場合でも対象外)
3	職員Aの同居家族が濃厚接触者に認定された。 保健所に検査を依頼したが、 <u>職員Aは行政検査の対象にならないと判断されたため</u> 、自費検査を実施した。	○	
4	職員Bの同居家族が感染者となった。職員Bは濃厚接触者の疑いがあるものの、保健所の助言により <u>濃厚接触者には認定されなかった</u> 。念のため職員Bの自費検査を実施した。	○	
5	職員Cの同居家族が感染者となった。職員Cは濃厚接触者の疑いがあるが <u>保健所から指示を得られなかった</u> 。また、医療機関でも検査を受診できなかったため、自費検査を実施した。	○	
6	職員Dの同居家族が感染し、 <u>職員Dは保健所から濃厚接触者に認定された</u> 。職員Dを自宅待機とし、勤務再開前に自費検査を実施した。	×	職員本人が濃厚接触者に認定された場合は対象外
7	<u>通所系サービス事業所に勤務する職員Eの同居家族が濃厚接触者に認定された</u> 。職員Eを自宅待機とし、勤務再開前に自費検査を実施した。	×	補助対象の施設ではないため対象外
8	職員Fの同居家族の職場で感染者が発生したが、 <u>同居家族は濃厚接触者に認定されなかった</u> 。念のため職員Fを自宅待機とし、勤務再開前に自費検査を実施した。	×	職員の同居家族が濃厚接触者ではないため、対象外
9	職員Gの親戚が感染した。 <u>感染した親戚と同居はしていないが、数時間同じ場所にいたため</u> 職員Gを自宅待機とし、勤務再開前に自費検査を実施した。	×	感染者が職員の同居家族ではないため、対象外

10	<p>3/1 に職員Hの同居家族が濃厚接触者に認定されたため、職員Hを自宅待機とした。</p> <p>3/5 に<u>同じ施設に勤務する職員Iの感染が確認された。</u>(職員Hは自宅待機中)</p> <p>3/10、職員Hの勤務再開前に自費検査を実施した。</p>	×	感染者が発生した後に実施した検査であるため対象外
11	<p>2/1 に施設利用者が1名感染し、その後は感染拡大せず、<u>2/15に終息した。</u></p> <p>2/25に職員Iの同居家族が濃厚接触者に認定されたため、職員Iを自宅待機とし、勤務再開前に自費検査を実施した。</p>	○	施設内で感染者が発生した後ではあるが、職員Iに感染疑いが持たれた時点では終息しているため、対象外とならない。
12	<p>職員Jが発熱したため医療機関に検査を依頼したが、<u>検査の対象とならず、経過観察を指示された。</u>その後、職員Jの自費検査を実施した。</p>	○	
13	<p>職員Kに発熱の症状があり、<u>検査で陽性となった。</u>職員Kは保健所の指示で自宅療養を行い、勤務再開前に自費検査を実施した。</p>	×	本人が感染した後の検査は対象外
14	<p>面会に来た入所者Lの家族が、<u>面会後の検査で陽性となった。</u>保健所に入所者Lの検査を依頼したが、<u>濃厚接触者に該当せず検査の対象とならなかったため、入所者Lに対して自費検査を実施した。</u></p>	○	